

2020年7月27日

長島・大野・常松法律事務所

新型コロナウイルス感染者に関するお知らせ

2020年7月26日、当事務所の東京オフィス（千代田区丸の内）に勤務する者が、新型コロナウイルスに感染していることが判明しました。

当事務所所員の感染判明を受け、所管保健所と相談の上、当該感染者の執務していたオフィスフロアの消毒作業の実施等の対応を行っております。

なお、当事務所では現在在宅中心で勤務を行っており、当該感染者も7月17日が最終出所日であって、所内に濃厚接触者に該当する者はありません。

今後も当事務所は、所内外への感染拡大防止と所員及び依頼者・関係者の皆様の安全確保を最優先に対応してまいります。依頼者・関係者の皆様におかれましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

[お問い合わせ先]

長島・大野・常松法律事務所 事務局

Tel： 03-6889-7000